

2026年度 強化指定選手選考基準(カデット・ジュニアキヨルギ)

1. 本基準の目的

当協会が国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる競技力を持つ者、または今後の活躍が大いに期待できる選手を強化指定選手として選考するための基準を定める。指定を受けた選手は、その自覚を促すとともに今後の日本代表選手として活躍するに必要な強化活動に参加することができる。

2. 強化指定選手の年齢区分

カデット(12~14歳)	2012年1月1日~2014年12月31日	生まれ
ジュニア(15~17歳)	2009年1月1日~2011年12月31日	生まれ

3. 強化指定選手の期間 2026年4月1日~2027年3月31日

4. 選考実施日

第10回全国少年少女選抜選手権大会（2026年2月15日実施予定）実施後に開催される理事会または経営会議の日

5. 選考手続

- (1) 参考選手を除き、以下の手続により選考する。
 - ア 強化委員会は、本選考基準に従って強化指定選手の選考を実施し、強化本部の審議を経て、その結果を理事会に上程する。
 - イ 理事会にて、本選考基準に則して選考されているかを協議し、決定する。
- (2) 参考選手は以下の手続により選考する。
強化本部にて協議の上、決定する。

6. 選考基準

(1) 選考対象者

選考対象者は、選考実施日現在、次の①から⑧をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ② 生年月日が選考当該年においてジュニアまたはカデットのカテゴリー区分となる者
- ③ 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる競技力を持つ者、今後の活躍が大いに期待できる者
- ④ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ⑤ その心身の健康状態等に照らし、年度内の大会に参加できる見込みのある者
- ⑥ 当協会強化計画に沿って活動出来る者
- ⑦ 強化指定選手として選考される意思を有する者

⑧ 国技院の段・品取得者(申請中も可とする)

(2) 選考基準

(1) を満たす者で、かつ、以下の基準に該当する者を、それぞれ S 強化指定選手、A 強化指定選手、B 強化指定選手とする。

① S 強化指定選手

第10回全国少年少女選抜選手権大会（2026年2月15日実施予定）の優勝者で、且つ 2025 年度（2025年4月1日から2026年の選考実施日まで）に開催された下記大会についていずれかを満たす者

- 1) 世界ジュニア選手権大会 ベスト8以上
- 2) WTが定める世界ランキングポイントが付与される国際オープン大会のジュニア またはカデットカテゴリーにおける優勝者（但し、8名以上のエントリー階級にて優勝した者に限る。）
- 3) 2年連続日本代表選手に選出された者（協会派遣のカデット・ジュニア公式大会に限る。）
- 4) アジアカデット・ジュニア選手権大会 メダル獲得（但し、8名以上のエントリー階級にてメダル獲得した者に限る。）
- 5) アジアユース競技大会 メダル獲得（但し、8名以上のエントリー階級にてメダル 獲得した者に限る。）

② A 強化指定選手

次の I) または II) いずれかに該当する者

- I) 第10回全国少年少女選抜選手権大会の優勝者以外の者で、2025年に開催された 下記大会についていずれかを満たす者
 - 1) 世界ジュニア選手権大会 ベスト 8 以上
 - 2) WTが定める世界ランキングポイントが付与される国際オープン大会のジュニア またはカデットカテゴリーにおける優勝者（但し、8名以上のエントリー階級にて優勝した者に限る。）
 - 3) 2年連続日本代表選手に選出された者（協会派遣のカデット・ジュニア公式大会に限る。）
 - 4) アジアカデット・ジュニア選手権大会 メダル獲得（但し、8名以上のエントリー階級にてメダル獲得した者に限る。）
 - 5) アジアユース競技大会 メダル獲得（但し、8名以上のエントリー階級にてメダル 獲得した者に限る。）
- II) 第10回全国少年少女選抜選手権大会の優勝者（当該階級の出場者が 3 名以下だった者を除く）で、①に該当しない者

③ B強化指定選手

第10回全国少年少女選抜選手権大会の優勝者で、当該階級の出場者が3名以下だった者

④ 参考選手

上記①～③には該当しないが、今後の活躍が期待できる選手

※参考選手：当協会の強化事業（合宿・大会派遣等）に招集されることがある者
(費用は原則として自己負担)

7. 補足事項

- (1) S強化指定選手の中から、SS強化事業に参加可能な選手をSS強化指定選手として指定する場合がある。その選考基準は別途定める。
- (2) 6. (2) の各基準を満たす者がいない場合には、第10回全国少年少女選抜選手権大会の成績上位者から順次繰り上げる場合がある。

8. 強化指定選手の追加等

(1) 強化指定選手の追加

次の場合においては、選考実施日に関わらず、6. (1) を満たす者の中から、必要に応じて、強化指定選手を追加選考することができる。

- ① 対象期間中に強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合
- ② 高い技量があると強化本部が認めた場合

(2) S、A、Bランクの入替

強化本部は、S、A、B強化指定選手又は参考選手に選考された者について、強化選手の期間中に、ランクの入れ替えを行うことができる。

9. 選考対象者の要件の事後の検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が上記6 (1) ①から⑧のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。ただし、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、上記6 (1) ①から⑧に関係する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

10. 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、スポーツ仲裁申立てにより、不服を申し立てることができる。

11. 強化指定の解除

下記①から⑤に該当した場合、当協会の強化本部及びおよび理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし⑤については、理事会での決議は不要とする。

- ① 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ② アンチ・ドーピング規程違反を犯した場合
- ③ 強化指定選手として不適切な行動や言動を行った場合
- ④ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑤ 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

以上